

令和4年度事業計画

公益財団法人 茨城国際親善厚生財団

当財団は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の事業活動につき、下記のように計画しています。

公1 災害時における茨城県内の緊急医療福祉支援体制を強化する事業

（1-1）緊急医療福祉支援活動に関する研修会・講演会の開催事業

当財団は、大規模災害発生時の緊急医療福祉支援体制を強化するため、当財団のグループ法人である社会医療法人達生堂 城西病院、社会福祉法人 達生堂と一体となり、県内の医療福祉関係者のネットワーク構築・強化、医療福祉支援の実施に関する知識と技能向上のための研修会・講演会の開催、及び、これらを広く県民に対して情報発信するための広報活動を行っており、今年度もこれらの事業を継続します。具体的には、当財団を含む達生堂グループの広い人的ネットワークを活かし、DMAT（災害派遣医療チーム）の研修インストラクター、消防関係者、警察関係者、救急医師・看護師等を講師に招き、緊急医療福祉支援活動に意欲のある県内及び近県の医療福祉関係者を募集して、専門性の高い研修会・講演会を開催します。ただし、今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会・講演会の開催は、状況を見て慎重に行うこととします。

（1-2）緊急医療福祉支援活動関係者による国際会議の開催事業

当財団は、タイ王国の王室法人「メーファールワン財団」、及びタイ王国チェンライ県メーサイ市に所在するタイ国立メーサイ病院との間で、医療福祉支援と交流等に関する協定を締結しており、これらの協定に基づいて、タイから医療福祉関係者を招き、日本の最新の医療福祉事情を視察してもらうと同時に、日本の災害時に類似した環境であるタイ北部山岳地域における医療福祉の実際について、茨城県及び近県の医療福祉関係者との研修会、講演会、会議などの交流の場を通して協議するなど、茨城県内の災害時における緊急医療福祉支援活動に資する事業を行っております。ただし、今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本事業の実施は、状況を見て慎重に行う予定です。

（1-3）緊急医療福祉支援活動を担う人材の育成

災害発生時には、平常時と異なり、衛生状態の悪化、使用できる設備・機器・薬品類の限定、移動の困難などの劣悪な環境が想定されます。当財団は、医療福祉体制が十分でないタイ北部山岳地域での医療福祉支援活動の実際を視察研修するため、茨城県及び近県の医療福祉スタッフをタイ北部山岳地域に派遣する事業と、タイから医療福祉スタッフを日本に招き、両国の医療福祉関係者同士の交流を行う事業を実施しています。しかし、今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日本からタイへの医療福祉関係者の派遣は中止し、タイからの招待は、状況を見て慎重に検討することとします。また、当財団がこれまで実施してきたアジア・中近東・アフリカ等での海外医療支援活動の経験を伝えるため、茨城県及び近県の医療福祉従事者等に対する研修会・講演会を開催し、茨城県内の災害時における緊急医療福祉活動を担う人材の育成する事業についても、新型コロナウイルス感染症の状況を見て慎重に実施を検討します。

(1-4) 県内の大規模災害時における緊急医療福祉支援活動の実施

当財団は、茨城県内に大規模災害が発生した場合に、適切な緊急医療福祉支援活動が行えるよう、平成 29 年 3 月に城西病院が茨城県から認定を受けた DMAT（現在 2 チーム）の技能向上とネットワークの強化、グループ敷地内にあるドクターヘリ用ヘリポートの整備・活用、「達生堂グループ急変対応チーム」（二次救命処置 ACLS の有資格者による救命チーム）の緊急救命措置技能の向上のための支援活動を行っています。さらに、平成 27 年 5 月に結城市との間で締結した「災害時応援協定」と平成 30 年 7 月に地元 4 自治会との間で締結した「災害時等における対応に関する協定」に基づき、市民・県民に対する救命訓練の実施、及び、大規模災害時の達生堂グループの医療福祉スタッフの派遣と、グループ施設を避難所として提供する態勢の整備を行っています。これらの活動を通じて、県内全域に渡る医療福祉支援のためのネットワークデータベースの構築を目指します。これらに加え、今年度は、もはや災害といえる新型コロナウイルス感染症に対処する県内の医療機関・福祉施設に対する支援活動も実施する予定です。

公2 発展途上国において保健・医療・福祉支援活動を行う県内の法人・個人等に対する助成事業

発展途上国の医療福祉状況の改善に寄与するため、茨城県内の法人・個人が行う寄贈事業への支援を行います。

公3 茨城県内在住の児童・青少年と発展途上国の児童・青少年の相互理解を目指した短期留学事業

当財団は、茨城県とタイ王国の相互理解と友好関係の発展に寄与すべく、両国の高校生等青少年の相互短期留学事業を継続して行ってきました。しかし今年度は、新型コロナウイルスの感染問題のため、青少年の健康と安全を考慮し、4 月に実施していたタイ高校生の茨城県への短期留学と、8 月に実施していた茨城県の高校生のタイへの短期留学を、ともに中止する見込みです。

公4 外国人技能実習制度の介護分野における監理団体としての事業

当財団は、平成 30 年 3 月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく外国人技能実習制度の監理団体の認可を法務省と厚生労働省より取得、さらに、平成 30 年 6 月、茨城県より当該事業の公益認定を受け、監理団体としての活動を開始しました。この事業は、当財団が、茨城県内において外国人技能実習制度に基づく実習監理業務を行うことにより、発展途上地域の外国人に対して介護職種に係る技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。平成 31 年初頭より、中華人民共和国から技能実習生の導入を開始し、法令に従い、実習生への十分な支援を行いつつ、事業を進めています。今年度は、昨年度に計画していながらも実現できなかった、タイ王国からの実習生導入を行います。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習生の導入が当初の見込みより遅れておりますが、なお一層の進展を目指します。